

## 垂水魅力アップ活動助成に関する要綱

### (趣旨・目的)

第1条 この要綱は、神戸市のマスタープラン等の基本計画の実現に向けて、区民が自ら企画・提案し、実施する垂水の魅力づくりに関する活動（以下「魅力アップ活動」という。）に要する経費について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

### (助成対象団体)

第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、企画した活動を終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織であること。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの、及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成35.15法律77号）第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

### (助成対象活動)

第3条 助成対象となる魅力アップ活動は、活動のための企画段階を準備期、実践する段階を実践期、実践期後の活動基盤を安定させる段階を自立支援期とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 神戸市のマスタープラン等の基本計画に沿った活動であること。
- (2) 団体が地域課題の解決のために自ら企画し、垂水区内を中心に実施する活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
- (3) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (4) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。但し、ふれあいのまちづくり協議会においては、前記の要件を満たし、かつ、当該協議会活動区域外から広く一般参加できる活動、または当該協議会の活動区域を超える広域的な活動のみ対象とする。

2 前項における準備期の魅力アップ活動とは、過去に本要綱に基づく助成を受けたことがない活動とし、自立支援期の魅力アップ活動とは、過去に実践期の魅力アップ活動として本要綱に基づく助成を受け、助成期間終了後2ヵ年以内の活動とする。

### (助成金の内容)

第4条 垂水区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる準備期の魅力アップ活動に対して、総活動費の範囲内で、5万円を上限として同一活動に対し1回に限り助成をすることができる。

2 区長は、助成の対象となる実践期の魅力アップ活動に対して、総活動費の範囲内で、1回あたり30万円を上限として同一活動に対し3回を限度に助成をすることができる。

3 区長は、助成の対象となる自立支援期の魅力アップ活動に対して、総活動費の範囲内で、1回目は5万円、2回目は3万円を上限として同一活動に対し2回を限度に助成をすることができる。

### (助成対象経費)

第5条 助成対象経費は直接経費とし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 活動スタッフの人件費。
- (2) 弁当代等の飲食にかかる経費。
- (3) 領収書がない等用途が不明のもの。
- (4) その他区長が適当と認めないもの。

2 区長は、前項の各号に定める経費であっても、活動にあたり特に必要と認めるものについては助成の対象とすることができる。

### (申請の手続き)

第6条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書に必要書類を添付して、別に定める募集期間に申請するものとする。

### (書面による要件審査)

第7条 区長は、申請された活動の企画内容について、書面による審査を行い、第2条及び第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に対して通知する。

### (公開企画提案会の開催)

第8条 区長は、前条により不採択とならなかった申請団体に対し、公開企画提案会での提案説明を求めることができる。

2 区長は、前項により提案説明を求められた申請団体が公開企画提案会を欠席した場合、不採択として通知する。但し、特に区長が認める場合はこの限りでない。

### (垂水魅力アップ活動審査委員会)

第9条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、垂水魅力アップ活動審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することができる。

2 区長は、前項に定める審査委員会に対し、申請された活動の企画内容に関する意見を述べるることができる。

3 審査委員会は、申請書類及び公開企画提案会での提案説明により申請された活動の企画内容を審査する。

4 審査委員会は、公益性・計画性（実現可能性）・効果・先駆性・将来性を総合的に考慮して審査し、支援

方法、支援金額についての意見を区長に報告する。

(助成金交付予定額の決定)

第10条 区長は、申請された活動の企画内容について、助成の採否及び助成金の予定額を決定し、申請団体に通知する。

2 前項において、審査委員会を設置した場合には、当該審査委員会の意見を尊重するものとする。

3 第1項の場合において、区長は助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。

(活動の変更等)

第11条 前条第1項の助成金交付予定額通知を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、申請した活動の企画内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第12条 採択団体は、活動終了後、速やかに必要書類を添えた活動報告書(以下「活動報告書等」という。)を提出するものとする。

2 区長は、前項の活動報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付決定額通知書により通知するものとする。但し、区長が必要と認める場合は助成金交付決定額通知書の金額を修正することができる。

3 区長は、前項の助成金交付決定額通知書に基づき、助成金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに支払うものとする。

4 活動の実施が第1項から第3項によりがたいと区長が認める場合には、活動終了までに一部助成金を支払うことができる。

(活動発表会の開催)

第13条 区長は、採択団体に対し、活動発表会での活動発表を求めることができる。

(活動の調査・評価等)

第14条 区長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第15条 区長は、助成金の交付予定額通知または交付決定額通知若しくは交付を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額または交付決定額の一部若しくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(1) 助成金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき

(2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき

(3) 助成金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき

(4) 前条の調査または措置要求に従わないとき

(5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めるとき

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は区長が定める。

(施行細目の委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日より施行する。